

銀行振込等による公売保証金の納付手続き(インターネット公売)

※クレジットカードによって納付手続きをする場合は、この手続きは必要ありません。

1 「公売保証金納付申込書 兼 充当申出書 兼 返還請求書 兼 口座振替依頼書」の提出

- (1) 「公売保証金納付申込書 兼 充当申出書 兼 返還請求書 兼 口座振替依頼書」を印刷し、「記入例」にしたがって太枠内と提出日を記入、なつ印してください。
なお、「公売保証金納付申込書 兼 充当申出書 兼 返還請求書 兼 口座振替依頼書」に記入された住所(所在地)、氏名(名称)、電話番号、会員識別番号、メールアドレス、返還請求先の口座情報は公売保証金の返還完了まで変更できませんので、ご注意ください。
- (2) 「公売保証金納付申込書 兼 充当申出書 兼 返還請求書 兼 口座振替依頼書」と必要書類を沖縄市役所総務部 納税課 動産公売担当(書類の送付先参照)に書留郵便にて送付してください。

2 公売保証金の納付

- (1) 「公売保証金納付申込書 兼 充当申出書 兼 返還請求書 兼 口座振替依頼書」の送付を受けた沖縄市は、「公売保証金納付申込書 兼 充当申出書 兼 返還請求書 兼 口座振替依頼書」に記入されたメールアドレスに振込先口座など公売保証金の納付方法のご案内を電子メールにて送信します。
- (2) 電子メールの案内にしたがって、公売保証金を納付してください。公売保証金は、入札開始日の2開庁日以上前までに沖縄市が確認できるように納付してください。

※沖縄市が納付を確認できない場合、入札することができません。

■書類の提出先

〒904-8501

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市役所 総務部 納税課 動産公売担当